



令和3年10月27日 立川市広報課

送付文書 計3枚

報道機関 各位

## 立川市中小事業者事業継続支援事業を 11月1日（月）より開始します

立川市は、市内の中小事業者の事業継続と経営の下支えを目的として、『立川市中小事業者事業継続支援事業』を開始します。

本事業は、市内の中小事業者が行う、新型コロナウイルス感染症の影響により着手した取組（ガイドラインに基づく感染対策や、売上確保の取組等）に対し、要した経費と同額（上限20万円）を支援金として支給するものです。

事業の詳細については、別紙をご参照ください。

なお、申請様式や必要書類などは、令和3年10月27日（水）より市ホームページに掲載いたします。

---

### 【問い合わせ】

立川市 産業文化スポーツ部 産業観光課（担当：奥野）TEL：042-528-4317

## 立川市中小事業者事業継続支援事業について（概要）

### 1. 対象事業者（以下の要件を満たすこと）

- ・ 中小事業者であること
- ・ 申請日時点で、市内で継続して1年以上事業を営み、かつ、事業を継続する意向である個人（市内に事業所があるもの）または法人（市内に本店登記があり、かつ、市内に事業所があるもの）であること
- ・ 主たる事業が令和3年4月1日時点において、セーフティネット保証5号の指定業種（中小企業信用保険法第2条第5項第5号に定める経済産業大臣が指定する業種）に該当していたこと
- ・ 立川市契約における暴力団等排除措置要綱第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員でないこと
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- ・ 市税を滞納していないこと など

### 2. 支援金の額

新型コロナウイルス感染症の影響により着手した取組に要した経費と同額（10/10）を支援金として支給する。

- ・ 上限額は **1事業者当たり20万円**  
（市内に複数事業所を有している場合でも、本支援金の上限額は1事業者当たり20万円です。）
- ・ 経費の総額が3万円に満たない場合は、対象外。
- ・ 支給回数は、1事業者当たり1回限り

### 3. 申請受付期間

- ・ 令和3年11月1日（月）～令和4年2月28日（月）消印有効

### 4. 支援対象となる取組

- ・ 令和3年4月1日から申請日（申請期限：令和4年2月28日）までの間に、支払を完了し、かつ納品又は工事が完了した取組。

## 5. 支援対象となる経費と主な取組例

対象経費区分	例
① 消耗品費 (使用可能期間が1年未満または、購入単価が税込み2万円未満のもの)	○従業員や来客時の感染拡大防止の取組として下記消耗品を購入 消毒液、マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、パーテーション、アクリル板、透明ビニールシート、換気用扇風機、サーキュレーター、石鹼、洗浄剤、漂白剤、トイレ用ペーパータオル など ○デリバリーやテイクアウトを開始し、必要な容器などの消耗品を購入
② 備品等購入費 (購入単価が税込み2万円以上のもの)	○従業員や来客時の感染拡大防止の取組のために下記備品等を購入 消毒液用オートディスペンサー、空気清浄機、加湿器、サーモカメラ、サーモグラフィ、体温計、CO2濃度測定器 など
③ 情報通信機器購入費※ (上限10万円)	○テレワークやオンライン商談等対応のためのパソコン、タブレット、ルーター、ヘッドセットやパソコン接続用カメラ、マイクなどの機材 など (スマートフォン・携帯電話など汎用性が高い物品は対象外)
④ 広告宣伝費	○感染症対策の取組を顧客に伝えるためのホームページのリニューアル ○デリバリー等を開始したことを周知するためのチラシ作成 など
⑤ 委託費	○配達代行サービスを行う際に支払う手数料 ○ホームページ作成等の委託にかかる経費 など
⑥ 施設整備費	○室内の空気を外気と入れ替える換気設備の修繕・整備費 ○換気機能付きエアコンの設置費 など
⑦ 設計工事費	○店舗やオフィス、工場における大掛かりな間仕切り板の設置工事 ○新型コロナウイルス感染拡大防止の取組を周知する看板設置の工事費用 など
⑧ 感染拡大防止に資する取組(各種検査費など)	○新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として実施する従業員向けのPCR検査や抗原検査等の各種検査費 など (対象は従業員のみ。従業員の家族は対象外)

※ 情報通信機器購入費は合計10万円までを支援対象とします。

## 6. 支援対象とならない経費

- ・ 国や地方公共団体その他公的機関等から補助を受けている経費
- ・ 汎用性が高いものの購入や、経常的にかかる経費 など